

ボランティア活動保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかねています。

本紙は、ボランティア活動保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

保険約款については、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/volunteer/covenant)にてご参照いただけます。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み

契約
概要

ボランティア活動保険は、被保険者がボランティア活動に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金をお支払いする保険です。

- この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、弊社担当部署とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、弊社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2

基本となる補償およびお支払いする保険金等

① 基本となる補償

契約
概要



■ 保険金をお支払いする場合

この保険において、保険金のお支払いの対象となる損害・傷害は、次のとおりです。

(1) 賠償責任担保条項

- 次の事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ボランティアによるボランティア活動中に発生した偶然な事由
 - ボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事由
 - ボランティアによるボランティア活動の結果に起因する偶然な事由
- ボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失、盗取または詐取について、被保険者が保管物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(2) 傷害担保条項

被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

この保険の普通保険約款では、次の事由によって生じた損害・傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

(1)賠償責任担保条項

- a.ご契約者・被保険者・これらの者の代理人の故意
- b.地震・噴火・津波
- c.戦争・内乱・暴動等
- d.核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- e.被保険者の心神喪失に起因する事故
- f.航空機・自動車等・銃器の所有・使用・管理に起因する事故
- g.被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
- h.被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- i.提供物の瑕疵による提供物自体の損壊に対する損害賠償責任 等

(2)傷害担保条項

- a.ご契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失
- b.被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- c.無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故
- d.被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失
- e.被保険者の妊娠・出産・早産・流産
- f.被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。)
- g.地震・噴火・これらによる津波
- h.戦争・内乱・暴動等
- i.核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- j.自動車等の乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故
- k.むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- l.海難救助ボランティア活動・山岳救助ボランティア活動・森林ボランティア活動(野焼き・山焼きを行うものまたはチェーンソーを使用するものに限ります。)・害獣駆除ボランティア活動(銃器を使用するものに限ります。)をしている間に生じた事故
- m.職業または職務に従事している間に生じた事故 等

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

② お支払いする保険金



■ お支払いの対象となる損害・傷害

(1) 賠償責任担保条項

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

a.法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
b.争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
c.損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
d.緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
e.協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※a.の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払いの限度となります。

※b.～e.の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、「a.法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、上記b.の争訟費用については、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(2) 傷害担保条項

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次の事象が生じた場合に保険金をお支払いします。

a.死亡保険金	死亡した場合
b.後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合
c.入院保険金	入院した場合
d.手術保険金	病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合
e.通院保険金	通院(往診を含みます。)した場合

③ 主な特約



この保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項が付帯されることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 支払限度額・免責金額等の設定



(1) 賠償責任担保条項

1事故あたりの支払限度額と免責金額を設定していただきます。

(2) 傷害担保条項

a.死亡保険金	死亡・後遺障害保険金額を設定していただき、その全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を控除した残額をお支払いします。
b.後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額を設定していただき、後遺障害等級に応じて、その100%～4%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
c.入院保険金	入院保険金日額を設定していただき、入院1日につきその金額をお支払いします。 ※支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合、入院保険金は重複してのお支払いはできません。
d.手術保険金	入院保険金日額の5倍(入院中の手術の場合は、10倍)をお支払いします。 ※1回の事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
e.通院保険金	通院保険金日額を設定していただき、通院1日につきその金額をお支払いします。 ※支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 また、通院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合、通院保険金は重複してのお支払いはできません。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、原則として1年間です。

弊社の保険責任は、始期日の午後4時^{*1}に始まり、満期日の午後4時に終わります。

***1** 申込書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

※保険期間開始後に保険の加入手続が完了した被保険者については、加入手続が完了した日の翌日の午前0時から保険期間終了時までに発生した事故による損害・傷害に対してのみ、保険金をお支払いします。

※実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



この保険の保険料は、支払限度額・保険金額、ボランティアの人数、過去の損害発生状況等によって決定されます。

※実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等



保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」と、複数の回数に分けてお支払いいただく「分割払」があります。「分割払」の場合は、保険料が割増となることがあります。

※具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までにお支払いください。

(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時にお支払いください。

※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがあります。

※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

④ その他

特約条項の種類やご契約内容によって「保険料の確定精算」が必要となる場合があります。確定精算の手続の概要は、次のとおりです。

(1) 契約締結時

契約締結時点の保険料算出基礎数字(ボランティアの人数)等に基づいて算出した保険料をお支払いいただきます。

(2) 保険期間中・保険期間終了後

- 保険期間中の実績に基づき、確定の保険料算出基礎数字等をご申告いただきます。
- 確定の保険料算出基礎数字等に基づいて算出した「確定保険料」を毎月の払込期日までにお支払いいただきます。

4

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2

クーリングオフ



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

3

補償の重複に関するご注意



- (1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

1

通知義務



ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される場合



この保険では、解約時に解約返戻金をお支払いすることはできません。

※ご契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

IV

その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等)に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人曰損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

(1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または脅迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。

(2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害・傷害を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があった場合
- ・他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合 等

3 保険会社破綻時の取扱い等



引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^{*1})またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

*1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 先取特権

責任保険(賠償責任担保条項)において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、賠償責任担保条項については、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なく(傷害担保条項の補償に関する事故の場合は、事故発生の日からその日を含めて30日以内に)ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

<(1)賠償責任担保条項・(2)傷害担保条項共通>

- ①保険金の請求書
- ②弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 等

<(1)賠償責任担保条項固有>

- ①被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書・調停調書・和解調書・被保険者と被害者の間の示談書
- ②被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したこと・その金額を証明する書類
- ③被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったこと・その金額を証明する書類
- ④争訟費用等の支出を証する領収書・精算書 等

<(2)傷害担保条項固有>

- ①弊社の指定する医師が作成した被保険者の診断書・死体検案書 等

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

本紙で用いる用語解説

■契約者

保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

■被保険者

補償を受けることができる方をいいます。この保険の賠償責任担保条項においては、ボランティア活動推進法人等にボランティアとして登録した自然人等のうち、保険の加入手続が完了した方(以下「ボランティア個人」といいます。)およびその監督義務者をいいます。傷害担保条項においては、ボランティア個人をいいます。

■ボランティア活動

自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる活動(所属ボランティア活動団体の会則に則り企画・立案された活動、ボランティア活動推進法人に届け出た活動等)をいい、有償の活動は含みません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

■免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

■払込期日

保険料をお支払いいただく期限をいいます(実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください。)。

■クーリングオフ

一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約ができる制度をいいます。



0120-650-350

受付時間: 平 日 午前9時~午後6時
土・日・祝日 午前9時~午後5時(年末年始を除きます。)

0570-022808

ナビダイヤル® 通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平 日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110



受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。